

支部×切 2/20(水)

西山剣道具店または藤木先生まで(論文も提出のこと)。

先日通知した 345 段審査会案内も参照のこと

剣道称号「錬士」審査会要項 (受審者用)

全日本剣道連盟

群馬県剣道連盟

1. 申込対象者

剣道六段受有者で、受有後 1 年以上を経過した (平成 30 年 5 月 31 日以前取得) 者。

2. 申込方法

受審希望者は、所定の錬士受審申請書に小論文 (いずれも手書きによる自筆、パソコン不可) を添え、都道府県剣連に提出する。なお、年齢は 5 月 6 日基準とする。

3. 小論文の内容

(1) 課題 平成 19 年 3 月 14 日制定の「剣道指導の心構え」の要点を記し、それを踏まえたあなたの剣道修業について述べなさい。

(2) 字数 400 字以上 800 字以内

(3) 用紙 400 字詰め原稿用紙 (市販の B4 縦書き)。用紙 1 ~ 4 行目に表題と都道府県氏名を記し、5 行目 2 段目より書くこと。必ずボールペンまたは万年筆を使用すること。

2 枚目の原稿用紙は右上ホッチキスで止めること。

(4) 提出 封筒長 3 (長さ 23.5 c m ・ 幅 12 c m) の表に「剣道錬士受審」、裏に登録都道府県と氏名を表記のうえ、封印すること。

4. 申込締切 2 月 27 日 (水)

5. 都道府県剣連の推薦

都道府県剣連会長は、申込者が規則第 10 条第 1 項の付与基準に該当し、かつ、実施要項の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」(①~③)を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。

6. 審査の方法

(1) 小論文の審査

課題に対して適切な内容でまとめられているか、剣道に対する受け止め方と文章の表現能力等について審査を行う。

(2) 審査会による審査

小論文を採点のうえ審査会に付議して合否を決定する。

7. 審査会期日 2019 年 5 月 6 日 (月)

8. 審査料 25,000 円 (講習料を含む) 支部を通じて振り込む。

9. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の都道府県剣連に送付するほか、後日、全剣連月刊「剣窓」2019 年 6 月号および全剣連ホームページに氏名を掲載する。

10. 個人情報

受審者の個人情報は本審査会運営のため利用する。但し、最小限の個人情報は必要な都度、目的に合わせた公表媒体 (剣窓等) に公表することがある。更に剣道普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。